



# 鳥取県公報

平成 30 年 5 月 1 日 (火)  
第 8 9 9 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (320) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (321) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (322) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (323) (〃) . . . . . 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (324) (生産振興課) . . . . . 4
	物品売払代金の徴収事務の委託 (325) (森林づくり推進課) . . . . . 4
	河川協力団体の指定 (326) (河川課) . . . . . 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	変更年月日
合同会社すけつと・なーす	米子市水浜194	訪問看護ステーションすけつと	米子市水浜21	平成30年3月1日

## 鳥取県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目818-1	平成30年3月31日
ちいろば発達クリニック	米子市西福原五丁目7-13	〃
西本医院	倉吉市下田中町880-1	〃

## 鳥取県告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地又は居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
合同会社すけつと・なーす	米子市水浜194	訪問看護ステーションすけつと	米子市水浜21	訪問看護	平成30年3月1日

株式会社キャ リAHナビ	神奈川県横浜市 港北区新横浜二 丁目5-10	いな薬局	西伯郡大山町富長 749-3	居宅療養管理指導	平成29年12月 1日
-----------------	------------------------------	------	-------------------	----------	----------------

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業所の 所在地	介護予防事業の種 類	変更年月日
合同会社す けっと・なーす	米子市水浜194	訪問看護ステ ーションす けっと	米子市水浜21	介護予防訪問看護	平成30年3月 1日
株式会社キャ リAHナビ	神奈川県横浜市 港北区新横浜二 丁目5-10	いな薬局	西伯郡大山町富長 749-3	介護予防居宅療養 管理指導	平成29年12月 1日

## 鳥取県告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業所の名 称	居宅介護事業所 の所在地	居宅介護事業の 種類	廃止年月日
米子医療生活 協同組合	米子市博労町三 丁目80-1	COOPヘルパース テーション虹	米子市博労町三 丁目80-1	訪問介護	平成30年4 月9日
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	東伯郡北栄町瀬 戸36-2	社会福祉法人北栄町 社会福祉協議会訪問 入浴介護事業所	東伯郡北栄町瀬 戸29-9	訪問入浴介護	平成25年3 月31日
社会福祉法人 湯梨浜町社会 福祉協議会	東伯郡湯梨浜町 大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜 町社会福祉協議会指 定訪問入浴介護事業 所	東伯郡湯梨浜町 大字旭83	〃	平成28年5 月1日
門脇 孝幸	米子市富益町 4557-7	はまなす薬局	米子市富益町 1130	居宅療養管理指 導	平成30年3 月31日
社会福祉法人 和貴	西伯郡大山町押 平747-1	デイサービスセンタ ーかずき	西伯郡大山町押 平747-1	通所介護	〃
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	グループホームせい どう	境港市高松町892 -3	認知症対応型共 同生活介護	平成30年1 月31日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業所の名 称	介護予防事業所 の所在地	介護予防事業の 種類	廃止年月日
米子医療生活 協同組合	米子市博労町三 丁目80-1	COOPヘルパース テーション虹	米子市博労町三 丁目80-1	介護予防訪問介 護	平成30年4 月9日

社会福祉法人 湯梨浜町社会 福祉協議会	東伯郡湯梨浜町 大字泊1085-1	社会福祉法人湯梨浜 町社会福祉協議会指 定介護予防訪問入浴 介護事業所	東伯郡湯梨浜町 大字旭83	介護予防訪問入 浴介護	平成28年5 月1日
社会福祉法人 伯耆の国	西伯郡南部町落 合646	南部訪問入浴介護事 業所	西伯郡南部町落 合480	〃	平成30年3 月31日
門脇 孝幸	米子市 富益町 4557-7	はまなす薬局	米子市 富益町 1130	介護予防居宅療 養管理指導	〃
社会福祉法人 和貴	西伯郡大山町押 平747-1	デイサービスセンタ ーかずき	西伯郡大山町押 平747-1	介護予防通所介 護	〃
社会福祉法人 こうほうえん	境港市 誠道町 2083	グループホームせい どう	境港市高松町892 -3	介護予防認知症 対応型共同生活 介護	平成30年1 月31日

#### 鳥取県告示第324号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

##### 2 委託期間

平成30年4月5日から平成31年3月31日まで

#### 鳥取県告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店

株式会社倉吉木材市場

株式会社米子木材市場

##### 2 委託期間

平成30年4月11日から平成31年3月31日まで

#### 鳥取県告示第326号

河川法（昭和39年法律第167号）第58条の8第1項の規定に基づき、河川協力団体を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	事務所の所在地
特定非営利活動法人八東川清流クラブ	八頭郡八頭町用呂1269	八頭郡八頭町用呂1269

# 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年5月1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年5月22日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年5月29日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年5月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	3人

## 3 講習科目

### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

### (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。